

## 令和5年度北九州市恒見財産区決算について

恒見財産区議会が令和5年度に廃止されたことに伴い、地方自治法第294条の規定に基づき、令和5年度恒見財産区決算を市議会に提出するものです。

### 1 概要

財産区は独自の事務処理機関を持たないため、地方自治法上、財産区の事務は、財産区所在の市町村の議会及び執行機関が行うこととされている（各財産区管理者は北九州市長）。

また財産区は、条例に基づき独自の財産区議会を設けて、財産区事務に関する市町村議会の議決すべき事項を議決することができることとなっており、恒見財産区は、本市で唯一独自に議会を設置し、予算・決算等の議決事項を財産区議会に提出していた（収支も市の会計と分別した独立会計により管理）。

しかし、令和5年11月19日に恒見財産区議会が廃止されたため、令和5年度恒見財産区決算議案については、令和6年9月の市議会に提出するものである。

なお、令和6年度の恒見財産区予算については、他の財産区同様、市の一般会計の一部に区分され、計上されていることから、今後は予算・決算議案ともに一般会計の一部として、市議会の認定を受けることとなる。

### 2 決算について

(単位：円)

歳入	8,341,251	(A)
土地貸付収入	2,051,709	(区有地の貸付収入)
基金運用収入	2,177	(基金の運用利息)
前年度繰越金	3,606,619	(前年度からの繰越金)
基金繰入金	2,680,746	(基金からの繰入)
歳出	8,341,251	(B)
議会費	385,700	(議員報酬)
総務管理費	7,955,551	(地元への交付金、事務負担金)
	うち、地元への交付金	7,894,000
	(うち、土砂災害対応)	3,444,063
歳入歳出差引額 (A) - (B)	0	
翌年度繰越金	0	
実質収支額	0	